

令和8年4月に小学校・中学校・義務教育学校に入学されるお子さん、
義務教育学校7年生に進級されるお子さん の保護者の方へ

就学援助『入学前応援金』の申請受付について

長浜市では、経済的に困りの保護者を対象に、入学準備に必要な費用の一部を援助します。希望される方は、以下内容をご確認のうえ長浜市教育委員会に申請してください。

1. 対象となる方 ※次の（１）～（４）をすべて満たす方

- （１）長浜市に住所を有する方（令和8年3月末日までに市外へ転出予定の方を除く）
- （２）令和8年4月に滋賀県内国公立の小学校、中学校、義務教育学校に入学される児童・生徒の保護者、義務教育学校7年生に進級する生徒の保護者
- （３）市民税非課税世帯の方、または令和6年中の世帯所得が市教育委員会の定める基準以下の方
※世帯の生計を維持する方の失業や長期療養、家庭事情の変動により所得が著しく減った場合は、教育委員会までご相談ください。
- （４）生活保護の教育扶助を受けていない方

2. 申請期間

令和7年11月4日（火）～11月28日（金） 平日 9:00～16:45

3. 申請方法

申請書に必要な事項を記入のうえ、必要書類（※裏面参照）を添付して、教育指導課（市役所本庁舎5階）へ提出してください。

※学校や園では受付していません。

※令和7年度就学援助費の受給認定を受けている小学校6年生の保護者の方を対象にオンラインでの申請を受付します。詳細は、市ホームページをご確認ください。

※申請書は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。



▲市ホームページ

4. 審査結果

令和8年2月上旬頃に保護者あてに文書で通知します。

5. 支給内容

（１）支給金額

新小学校1年生・義務教育学校1年生	57,060 円
新中学校1年生・義務教育学校7年生	63,000 円

（２）支給時期 令和8年2月中旬頃

（３）支給方法 保護者指定の銀行口座に振込みます。

6. 必要書類

(1) 通帳またはキャッシュカードのコピー ※必須

(2) 住居がアパート・借家の方は、物件、契約者、家賃額（共益費、駐車場代を除く）がわかるもの 【例：契約書、重要事項説明書のコピー】

※ 書類提出がない場合、家賃額は審査時に考慮されません。

(3) 令和7年1月1日時点で長浜市に住民票がなかった方は、令和7年度所得証明書（コピー可）※生計を同一にする18歳以上の方全員分

(4) 住民基本台帳で同一世帯員を別生計（世帯員から除外）として申請する場合は、各世帯の同種同月の公共料金（電気・ガス・水道のいずれか）の領収書の写し

※ 書類提出がない場合は、家族欄に記載がなくても住民票の世帯で審査します。

※ 児童生徒（世帯員）の扶養者は同一生計として家族欄に記載し、市外在住者の場合は令和7年度所得証明書を添付してください。

(5) 令和7年中に失業・家庭事情の変動・病気等により、所得が著しく減少した場合は次のもの

①世帯の経済状況等がわかる書類【例：離職票、直近3か月分の給与明細書】

②民生委員の意見（お住いの地域の民生委員へ状況を説明し、申請書裏面の「※担当地区民生委員意見欄」に意見を記入してもらってください。）

7. 参考

【世帯の所得基準参考】※生計同一の世帯全員の総所得額が対象。2月時点の年齢で試算

世帯員数	世帯の状況	前年の所得
2人	親1人(32歳)、子1人(6歳)	約202万円
3人	両親(43歳・39歳)、子1人(6歳)	約249万円
4人	親1人(40歳)、子3人(12歳・10歳・5歳)	約300万円
4人	両親(45歳・43歳)、子2人(14歳・12歳)	約324万円
5人	両親(46歳・42歳)、子3人(14歳・12歳・6歳)	約346万円
6人	両親(48歳・43歳)、子2人(17歳・12歳)、祖父母(77歳・72歳)	約353万円

注意

- ・上記の所得基準はおおよその目安です。人数や年齢、小中学生がいるかなどの世帯構成の状況により、基準額が異なります。また、法令の改定により、基準額が変わる場合もあります。
- ・前年所得が未申告の場合は審査できませんので、所得の有無に関係なく、必ず申告してください。

8. 入学後の就学援助費について

令和8年度就学援助の申請受付は、この申請とは別に令和8年3月から行います。就学援助の認定者には、新入学学用品費（4月認定のみ）・学用品費・学校給食費・修学旅行費等を支給します。

※ 入学前応援金を受給した場合、就学援助の「新入学学用品費」の支給はありません。